

ドイツ連邦食料・農業省 最新農林漁業情報
Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft
NO 21
2018・12・26

1 連邦と州が共同で農業経営に干ばつ被害支援を(2018・12・17)

連邦食料・農業省は、困難に陥っている農業経営の生存のために、干ばつ支援を必要としている。2018年の干ばつの結果、生存の危機に陥っている農業経営のための、干ばつ支援に関する各州での申請手続きが大部分終了した。バイエルン州、ヘッセン州そしてノルトライン＝ヴェストファーレン州においては、まだこの手続きが続いている。しかし、連邦－各州－支援プログラムの該当する農業者による受入れに関して、最初の概要が今可能になった。

申請のあった奨励金の額は、現在2億8870万ユーロ（375億3100万円）となっている。これは、2018年7月までに3930万ユーロ（約51億900万円）が認可された。連邦と州の2018年の共同干ばつ支援の額は、合計3億4000万ユーロ（約44億2000万円）である。これは生存の危機にある農業経営から、非常に頻繁に問い合わせがきている。この政策が厳しい奨励規準に基づいていたため、空振りに終わることが懸念されたところから、最初の規準が否定された。

各州からの申請によって、12月7日まで連邦全体で8519件の申請が、各州の所管機関からあった。同時に今年の8月に概ね10000の該当経営数が、見込まれていた。経験上期限前の最終日になお、所管機関に多くの申請がなされる。申請の取り上げは、各州によって大きく異なっている。北部と東部の州において、申請総数が明らかに当初見込みから上回っている間に、南部の州における申請数が予想以下に留まっている。

今、認可作業が行われている。これまで799の申請が認可された。ヘッセン州、メクレンブルグ＝ヴォーポメルン州、シュレーズビッケーホルシュタイン州さらにザクセン＝アンハルト州のような幾つかの州では、農業者が早くそして官僚主義によらない財政上の支援のために、前払いが認められている。同時に年末までに申請の多くの部分が、なお認可される見込みである。

2 2019年北海における漁獲割当量に合意（2018・12・19）

－ EU 漁業理事会での決定－

2018年12月17日~18日ブリュッセルでのEU-理事会の会議で、2019年度漁業の漁獲量と総漁獲量（TACs）について、漁業大臣が合意した。これは特に北海と北東大西洋の魚種の現況に相応している。総漁獲量とバルト海の漁獲量は、すでに2018年10月に決定されている。

ドイツの漁業者は、部分的に漁獲量の厳しい削減を、克服しなければならない。来年度の漁獲量について、ブリュッセルでヨーロッパ漁業大臣の交渉終了のために、連邦食料・農業省次官 Dr.ヘルマン オンコ エイケンスが説明した：“数年間の良好な年の後、ドイツの漁業者は来年部分的に、自らの割当量の厳しい削減を克服しなければならない。これは特に、北海におけるニシンとタイセイヨウダラについて該当する。

シロイトダラについて、反対の好ましい傾向が続いている。しかし、この厳しい削減は不可欠であり、同時に我々は持続性のコースに、留まらねばならない。なぜならば、我々の目的は遅くとも2020年にすべての魚種の現況を、持続的に管理することである。我々の決定でもって、魚の現況の自然的な変動を適切に配慮するときのみ、これを達成できる。同時に我々は、生きている海の宝だけでなく、我々の漁業者の将来もまた確保する。”

ウナギ：禁漁期間を継続

理事会はウナギについて、大西洋、北海ーバルト海で2019年に3か月間の禁漁期間を継続し、そして地中海にもそれを導入することに合意した。エイケンス次官は、この対策の中に若ウナギ（訳注・ハリウナギーウナギの透明な幼魚）もまた、組み入れられたことを歓迎した。”ウナギについて既に長く切迫した対策の必要性が生じていた。そのため、私は危機に瀕しているこの種の保護に今成功したこと、特にウナギの生活サイクルの始めが、さらに改善されることを喜んでいる。この保護対策は、ウナギの管理計画のある内水（河川）には及ばない。”

科学が割当量の基礎である

2019年の漁獲量は、海洋研究（ICES）の国際会議の科学的な推奨を、基礎に決定された。これは持続的な管理を確保するために、特に北海のニシンとタイセイヨウダラで、漁獲量の劇的な削減を推奨している。漁業大臣は重要な魚種の親魚の現況に直面して、自らの決定でもって持続性のコースに踏みとどまることを見通している。

”ノルウェーとの漁業交渉の適切なタイミングでの終了は、新しい漁獲シーズンの始まりに、計画の確実性を創り出す”と、エイケンスが強調し、そして付け加えた。”持続的な漁業政策は、自然、漁業者だけでなく消費者にも役立つ”。北海と北東大西洋からの新鮮な海水魚の食を、断念するには及ばない。

2019年度重要な北海漁況とサバに関するEU-ドイツの割当量

魚種	EU-割当量 t	ドイツ割当量 t	ドイツ割当量の変化 2019/2018 %
ニシン 北部北海 (4a と 4b 地域)	230 782	39 404	- 40
シロイトダラ	58 524	12 768	+ 16
ツノガレイ	92 531	5 338	- 12
タイセイヨウダラ	23 211	3 010	- 35
タラ	22 591	1 048	- 1
サバ(北東大西洋)	260 813	16 594	- 20

3 蜜蜂に害を及ぼすネオニクスが露地での使用は許可されない

(2018・12・20)

連邦農業大臣クレクナーが、ネオニクス処理した種子の輸出を終了する。作用物質クロチアニジン (Clothianidin)、イミダクロプリド (Imidacloprid)、チアメトキサム (Thimethoxsam) を含むネオニコチノイド (Neonikotinoide) は、2018年12月19日以来、露地での使用のために最早販売できず使用されない。

2019年4月1日から、このような薬剤で処理した種子のEU以外の各国への輸出もまた認められない。その時までこの薬剤で処理した種子を、第三国への輸出のみ認可される。但し、この国々において使用する農薬に認められている限りにおいて。ドイツにおいてEU一農薬法を基礎に、いわゆる緊急認可の無いことははっきりしている。同時にこのネオニコチノイド制限のための、連邦食料・農業大臣指針が継続される。他のEU一加盟国の多数はこの作用物質のために、ビートとナタネについての種子処理のための例外認可を与えている。

背景：

4月27日にEU一同盟の「作物・食料・飼料のための常任委員会 (SCoPAFF)」が、連邦食料・農業大臣の支持でもって、ガラス温室でネオニコチノイド系のこの3農薬の認可制限に合意した。ヨーロッパ委員会のこれに関連した実施規定は、2018年6月19日に発効した。このため、2018年9月18日に、連邦消費者保護・食料安全庁 (BVL) は、最早該当する作用物質を可能な限り使用しないための、農薬認可を取り消した。ヨーロッパ同盟において、ハウス内使用でのいわゆるこの作用物質の使用を制限した。それは露地での受粉昆虫のリスクが、あり得ないわけでないから。

4 EUレベルでのアフリカ豚コレラとの闘いを国際共同で

ーブリュッセルにおける農業大臣会議ー (2018・12・20)

アフリカ豚コレラ (ASP) は、養豚一イノシシの健康の脅威を意味している。この感染症を制御するために、環境問題、交通、農業、狩猟に関する管轄分野と、獣医業務との合意と国際共同活動を、保証しなければならない。連邦食料・農業省は強調した：” 狩猟との共同活動は、大きな意義を有している。なぜならば、この分野においてイノシシ個体群管理の領域において、特別な責任が認められるからである。

特に国境往来における季節労働者と運転手は、この問題について敏感でなければならない。ASP の持ち込みに際しての大きなリスクは、人間の要因である。そのため、連邦食料・農業省は ASP の予防と情報提供を行うために、広範な対策を講じている。”

背 景：

ASP は重いウイルス感染である。専ら豚、それからイノシシが該当し、致命的である。豚肉を食べても、動物に触れても人間にとって危険ではない。ASP は、ヨーロッパ同盟の国々について大きな挑戦を意味している。ドイツにおいてこれまで、ASP の発症事例はない。特に東ヨーロッパの国々において、ASP の発症事例は、イノシシ一部分的に養豚個体群においても知られている。ASP が、9月に初めてベルギーで死亡して見つかったイノシシについて、発症が証明された。ASP ウイルスの蔓延は、汚染された食料ゴミの不注意な投げ捨てによって、頻繁に発生する。これは、ドイツへ動物感染症を持ち込む危険となっている。

2018・12・25 訳

青森中央学院大学

中川 一徹